第三管区海上保安本部公示第5号

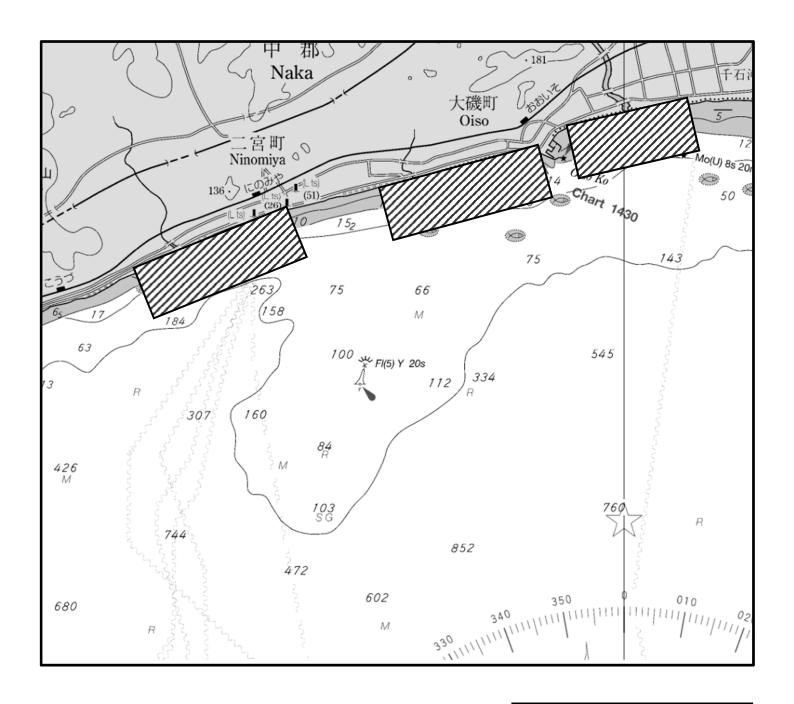
水路業務法(昭和25年法律102号)第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和 6 年 1 月 25 日

第三管区海上保安本部長 羽山 登志哉(公印省略)

- 二宮町山西~平塚市虹ヶ浜地先の水路測量
- 1 測量計画者 神奈川県平塚土木事務所 神奈川県平塚市西八幡一丁目3番1号
- 2 測量実施者 有限会社山口測量コンサルタント 神奈川県平塚市豊原町 9 番 2 号
- 3 測量期間 許可日から令和6年3月29日
- 4 測量区域 別添測量区域図のとおり
- 5 実施方法 位置は GNSS を使用、音響測深機による測深を行う。
- 6 その他 イ 水路測量を行っている船舶は、水路業務法第 17 条に基づく水路業務法施行規則 (昭和 25 年運輸省令第 55 号) 第 6 条に定める白紅白の標識を掲げる。
 - ロ 三管区水路通報により周知する。

測量区域図



測量区域・・・